



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(") 1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託	(人 権 課) 1
○大規模小売店舗の新設に関する届出(2件)	(経営支援課) 1
○保安林の指定予定の通知(4件)	(治山林道課) 2
○保安林の指定	(") 3
○保安林の解除	(") 3
○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 3
○基本測量の終了の通知	(") 3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 3
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定	(建築指導課) 4
○高知県収入証紙売りさばき所の名称の変更の承認	(会計管理課) 4
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出	(") 4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 4
○土地改良区の定款変更の認可(2件)	(") 4
○県営土地改良事業の計画の定め	(") 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正	(4・4 掲示) 5
◎告示(農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正	(") 5
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることが	

できない政治団体 6
 高知県労働委員会告示 6
 ○あっせん員候補者の氏名等

告 示

高知県告示第252号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
やまもも歯科	南国市十市1770-4	平26・2・1
リニック		
四万十市急患センター	四万十市中村東町一丁目1番27号	" " "
日本調剤室永薬局	安芸市宝永町7番14号	" 3・3

高知県告示第253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年1月24日	社会福祉法人南海福祉会 高知市布師田字宮ノ辺1362番地	空床型短期入所生活介護 事業所四万十の郷 四万十市安並字東丸5803番地 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
平成26年2月6日	株式会社ゆったり 高岡郡日高村下分字北ノ町230番地2	デイサービスゆったり 高岡郡日高村下分字北ノ町230番地2 通所介護

		介護予防通所介護
平成26年2月19日	大石 興世 土佐市高岡町乙3523-6	塩田歯科 土佐市高岡町乙3523-6 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第254号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第255号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
- 届出者の住所
香川県高松市多肥上町1210番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ安芸店
安芸市川北字入口甲1714番地8ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所

株式会社ビッグ・エス	代表取締役 大坂 尚 登	香川県高松市多 肥上町1210番地
------------	--------------------	----------------------

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年11月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,072平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
87台
 - イ 駐輪場の収容台数
30台
 - ウ 荷さばき施設の面積
63平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
39.6立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 2 届出年月日
平成26年3月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
安芸市商工観光水産課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第256号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス中村店
四万十市右山2035番25ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博 多区博多駅東二 丁目10番1号 第一福岡ビルS 館4階

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年11月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,700平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
70台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
80平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数

- 3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成26年3月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第257号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町楠山字孫六山1251の12
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第258号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所

四万十市西土佐橋字柳谷1165の2

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第259号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村宗ノ上字枝尾ノ畝664の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字枝尾ノ畝664の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第260号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村久江ノ上字馬鋤磯327の3、島字丸山東578の10

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬鋤磯327の3・字丸山東578の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第261号
次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町浮鞭字龍ノ鼻624の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字龍ノ鼻624の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第262号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

1 解除に係る保安林の所在場所
土佐市宇佐町竜崎山612の12

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第263号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年4月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間
平成26年4月21日から平成27年3月31日まで

3 作業地域
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡土佐町、吾川郡いの町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、日高村及び四万十町

高知県告示第264号
国土交通省国土地理院長から平成25年6月高知県告示第416号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成26年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第265号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年4月18日
高知県知事 尾崎 正直

長岡郡大豊町寺内
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	長岡郡大豊町寺内字落合	675-2地先
2	〃 〃 〃 字中ゾ畝	1161-9
3	〃 〃 〃 〃	1163-4
4	〃 〃 〃 字椎ノ久保	631
5	〃 〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃 字西野竹	1142-2地先
7	〃 〃 〃 〃	642-2地先
8	〃 〃 〃 〃	646-12地先

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と6を町道寺内線に沿って結んだ線、標柱6と7を国道32号に沿って結んだ線、標柱7と8を直線で結んだ線及び標柱8と1を町道目付大田口線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町東大奈路字丸山513-11	高岡郡四万十町東大奈路字源太夫谷519	10.0	214.28

高知県告示第267号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第

4条第5項の規定により売りさばき所の名称の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
高岡郡四万十町茂串町3-2
四万十町

2 売りさばき所の所在地及び名称

(1) (変更前) 高岡郡四万十町大正380番地
四万十町役場大正総合支所
(変更後) 高岡郡四万十町大正380番地
四万十町役場大正地域振興局

(2) (変更前) 高岡郡四万十町十川145番地3
四万十町役場十和総合支所
(変更後) 高岡郡四万十町十川145番地3
四万十町役場十和地域振興局

3 変更承認年月日

平成26年4月1日

高知県告示第268号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 片岡 亘

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 山下 久人

2 変更年月日

平成25年8月3日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市伊尾木岡台土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事	萩野 雅夫	安芸市伊尾木	1336
〃	三宮 貞彦	〃 〃	116
〃	乾 吉久	〃 〃	959
〃	外京 裕実	〃 〃	1248
〃	畠山 正心	〃 〃	306
〃	有澤 俊輔	〃 〃	339-3
〃	安養寺忠秋	〃 〃	162
監事	乾 富士男	〃 〃	1008
〃	有澤 初彦	〃 〃	773-1

(就任)

理事	萩野 雅夫	安芸市伊尾木	1336
〃	小松 良二	〃 本町五丁目	13-13
〃	小松 唯男	〃 伊尾木	1018
〃	外京 裕実	〃 〃	1248
〃	畠山 正心	〃 〃	306
〃	有澤 俊輔	〃 〃	339-3
〃	安養寺忠秋	〃 〃	162
監事	萩野 伸一	〃 〃	1346
〃	有澤 初彦	〃 〃	773-1



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市東沢土地改良区の定款の変更を平成26年4月4日に認可した。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成26年4月4日に認可した。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（西山2期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

- 平成26年4月18日から同年5月22日まで
- 3 縦覧場所
室戸市役所
 - 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成26年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称            | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             |
|--------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|
| 平成26年1月16日<br>25高幡土開第7号  | 四万十市右山字大谷<br>2041番18ほか    | 四万十市右山1793番地6<br>社会福祉法人梶の木福祉会 理事<br>岡上 茂生    |
| 平成26年3月17日<br>25高都計第628号 | 南国市岡豊町常通寺<br>島字小路口492番3ほか | 南国市岡豊町蒲原<br>238番地 県営住宅E棟306号<br>濱田 直幸、濱田 記代子 |

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第19号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成26年4月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「

|   |           |                    |   |
|---|-----------|--------------------|---|
| 〃 | 下川口市民センター | 土佐清水市下川口984番地<br>2 | 〃 |
|---|-----------|--------------------|---|

」

を

「

|   |           |                    |           |
|---|-----------|--------------------|-----------|
| 〃 | 下川口市民センター | 土佐清水市下川口984番地<br>2 | 〃         |
| 〃 | 下ノ加江保育園   | 土佐清水市下ノ加江690-<br>1 | 平成26年4月4日 |

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第20号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号（農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成26年4月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「

|       |         |                    |   |
|-------|---------|--------------------|---|
| 土佐清水市 | 布保育園    | 土佐清水市布1942         | 〃 |
| 〃     | 下ノ加江保育園 | 土佐清水市下ノ加江267-<br>2 | 〃 |
| 〃     | 旧津呂保育園  | 土佐清水市津呂136-2       | 〃 |

」

を

「

|       |         |                    |           |
|-------|---------|--------------------|-----------|
| 土佐清水市 | 下ノ加江保育園 | 土佐清水市下ノ加江690-<br>1 | 平成26年4月4日 |
| 〃     | 旧津呂保育園  | 土佐清水市津呂136-2       | 平成18年9月8日 |

」

に改め、

「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|---|---|---|

」

|   |       |               |   |
|---|-------|---------------|---|
| ” | 益野保育園 | 土佐清水市下益野888-1 | ” |
|---|-------|---------------|---|

及び

|   |        |             |   |
|---|--------|-------------|---|
| ” | 貝ノ川保育園 | 土佐清水市貝ノ川755 | ” |
|---|--------|-------------|---|

を削る。

**高知県選挙管理委員会告示第22号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地     |
|-----------|-------|---------|----------------|
| 新しい希望の風   | 中谷 博  | 中谷 博    | 安芸郡東洋町河内257    |
| 斉藤みつひこ後援会 | 斉藤 充彦 | 塩澤 宏和   | 安芸郡田野町1443-3   |
| 仙頭義寛後援会   | 仙頭 義寛 | 長尾 勝正   | 香南市野市町西野544-3  |
| 宗崎小百合後援会  | 林 金蔵  | 宗崎 英夫   | 高岡郡四万十町打井川85-1 |
| 寺田公一後援会   | 小松 徳廣 | 岡花 一    | 宿毛市橋上町坂本352    |
| 中山士志延後援会  | 三本 茂男 | 小川 将富   | 高知市南御座11-7     |

-----  
**労働委員会告示**  
-----

**高知県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成26年4月18日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

| 氏名    | 現職等                     | 委嘱年月日     |
|-------|-------------------------|-----------|
| 下元 敏晴 | 弁護士<br>高知県労働委員会委員（公益委員） | 昭和56年2月2日 |

|       |                                           |            |  |                          |                                         |            |
|-------|-------------------------------------------|------------|--|--------------------------|-----------------------------------------|------------|
| 川田 勲  | 高知大学名誉教授<br>高知県労働委員会委員（公益委員）              | 平成6年3月25日  |  | 委員長<br>高知県労働委員会委員（労働者委員） |                                         |            |
| 山岡 敏明 | 弁護士<br>高知県労働委員会委員（公益委員）                   | 平成6年3月25日  |  | 森 由枝                     | 有限会社森総合労務センター代表取締役<br>高知県労働委員会委員（使用者委員） | 平成16年3月18日 |
| 藤原 潤子 | 特定社会保険労務士<br>高知県労働委員会委員（公益委員）             | 平成14年3月18日 |  | 水田 信幸                    | 高知県経営者協会参与<br>高知県労働委員会委員（使用者委員）         | 平成20年3月18日 |
| 柴田眞由美 | 高知県労働委員会委員（公益委員）                          | 平成24年3月19日 |  | 加藤 稔                     | 株式会社ソフテック代表取締役社長<br>高知県労働委員会委員（使用者委員）   | 平成24年3月19日 |
| 片岡 克夫 | 高知県労働委員会事務局長                              | 平成26年4月3日  |  | 川村 直哉                    | 高知県経営者協会専務理事<br>高知県労働委員会委員（使用者委員）       | 平成26年3月18日 |
| 中澤 純夫 | 高知県労働委員会事務局次長                             | 平成25年4月4日  |  | 西山 彰一                    | 宇治電化学工業株式会社代表取締役社長<br>高知県労働委員会委員（使用者委員） | 平成26年3月18日 |
| 小松 正延 | 高知県労働委員会事務局審査調整員                          | 平成26年4月3日  |  |                          |                                         |            |
| 武政 澄夫 | U Aゼンセン高知県支部運営評議会議長<br>高知県労働委員会委員（労働者委員）  | 平成14年3月18日 |  |                          |                                         |            |
| 森山 泰広 | 四国電力労働組合高知県本部委員長<br>高知県労働委員会委員（労働者委員）     | 平成20年9月4日  |  |                          |                                         |            |
| 折田 晃一 | 日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長<br>高知県労働委員会委員（労働者委員） | 平成24年3月19日 |  |                          |                                         |            |
| 畑山 佳代 | 高知県労働組合連合会副執行委員長<br>高知県労働委員会委員（労働者委員）     | 平成24年3月19日 |  |                          |                                         |            |
| 井上 浩司 | 土佐電気鉄道労働組合執行                              | 平成25年7月18日 |  |                          |                                         |            |